

デジタル庁

○ 告示第三十五号

総務省

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）第六十二条の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を次のように定める。

令和六年十月三十一日

内閣総理大臣 石破 茂

総務大臣 村上誠一郎

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令第六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める情報は、同表の下欄に掲げる情報とする。

一 令和六年度北海道帯広市暖房代支援助給付金（原油価格や物価
 高騰等の影響に鑑み、令和六年度帯広市一般会計補正予算にお
 ける、北海道帯広市から、低所得者世帯等を支援する観点から
 支給される給付をいう。以下同じ。）の支給を実施するた
 基礎とする情報（入所等の措置の実施に関する情報（児童福祉
 法（昭和二十二年法律第六十四号）による入所等の措置の實
 施に関する情報、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二
 八十三号）による入所等の措置の実施に関する情報、知的障害
 者福祉法（昭和十五年法律第三十七号）による入所等の措置
 の実施に関する情報及び老人福祉法（昭和三十一年法律第三
 十三号）による福祉の措置の実施に関する情報）をいう。以下同
 じ。）、障害者関係情報（身体障害者福祉法による身体障害者
 手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五
 年法律百二十三号）による精神障害者保健福祉手帳及び知的
 障害者福祉法による更生援護に関する情報（昭和二十五年法律百
 四十四号）による保護の実施に関する情報）をいう。以下同じ
 。）、「生活保護関係情報（生活保護法（昭和二十五年法律第
 百四十四号）による保護の実施に関する情報）をいう。以下同
 じ。）、地方税関係情報（地方税法（昭和二十五年法律第二百
 十六号）その他の地方税に關する法律に基づく条例の規定によ
 り算定した税額又はその算定に關する法律に基づく条例の規定
 による。以下同じ。）、「児童扶養手当関係情報（児童扶養手当法
 （昭和三十六年法律第二十八号）による児童扶養手当の支
 給に關する情報）をいう。以下同じ。）、公的給付支給等口座登
 録簿関係情報（公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のため
 の預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号
 ）第三条第三項第一号から第三号までに掲げる事項をいう。以
 下同じ。）、令和五年度子育て世帯生活支援特別給付金（令和
 五年三月予備費使用及び令和五年度子育て世帯生活支援特別給
 付金に係る差押禁止等に関する法律（令和五年法律第四十二号）

事務

令和六年度北海道帯広市暖房代支
 援助給付金の支給要件の該当性を判
 定する必要がある者に係る市町村
 民税（地方税法第五条第二項第一
 号に掲げる市町村民税（個人に係
 るものに限る。）をいい、特別区
 が同法第一条第二項の規定によつ
 て課する同号に掲げる税を含む。
 以下同じ。）及び公的給付支給等
 口座登録簿関係情報に関する情報

情報

二 令和六年度北海道清水町高齢者世帯等生活支援給付金（原油
価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和六年度清水町一般会計補正
予算における、北海道清水町から、低所得者世帯を支援する観点
から支給される給付をいう。以下同じ。）の支給を実施するため
の基礎とする情報（入所等の措置の実施に関する情報、障害者関
係情報、生活保護関係情報、令和五年度物価高騰対策給付金の給
座登録簿関係情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第一号）の
支給に関する情報）及び令和五年度物価高騰対策給付金（第二号）の
支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務

令和六年度北海道清水町高齢者世帯等生活支援給付金の支給要件の
該当性を判定する必要がある者に
係る市村民及び公的給付支給
報 等 口 座 登 録 簿 関 係 情 報 に 関 する 情

三 令和六年度京都府京丹后市低所得の子育て世帯に対する子育て支援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和六年度京丹后市一般会計補正予算における、京都府京丹后市から、子育て世帯を支援する観点から支給される給付をいう。以下同じ。）の支給を実施するための基礎とする情報（地方税関係情報、児童扶養手当等の支給に関する情報（特別児童扶養手当の支給に関する情報（昭和三十九年法律第三百三十四号）による特別児童扶養手当の支給（昭和四十六年法律第七十三号）による児童手当及び旧特例給付（子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）附則第十三条第一項の規定によりなすお前の例によることとされた同法第十二条の規定による改正前の児童手当法附則第二条第一項の給付をいう。）の支給に関する情報及び令和五年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務

令和六年度京都府京丹后市低所得の子育て世帯に対する子育て支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報

附 則

この告示は、公布の日から適用する。